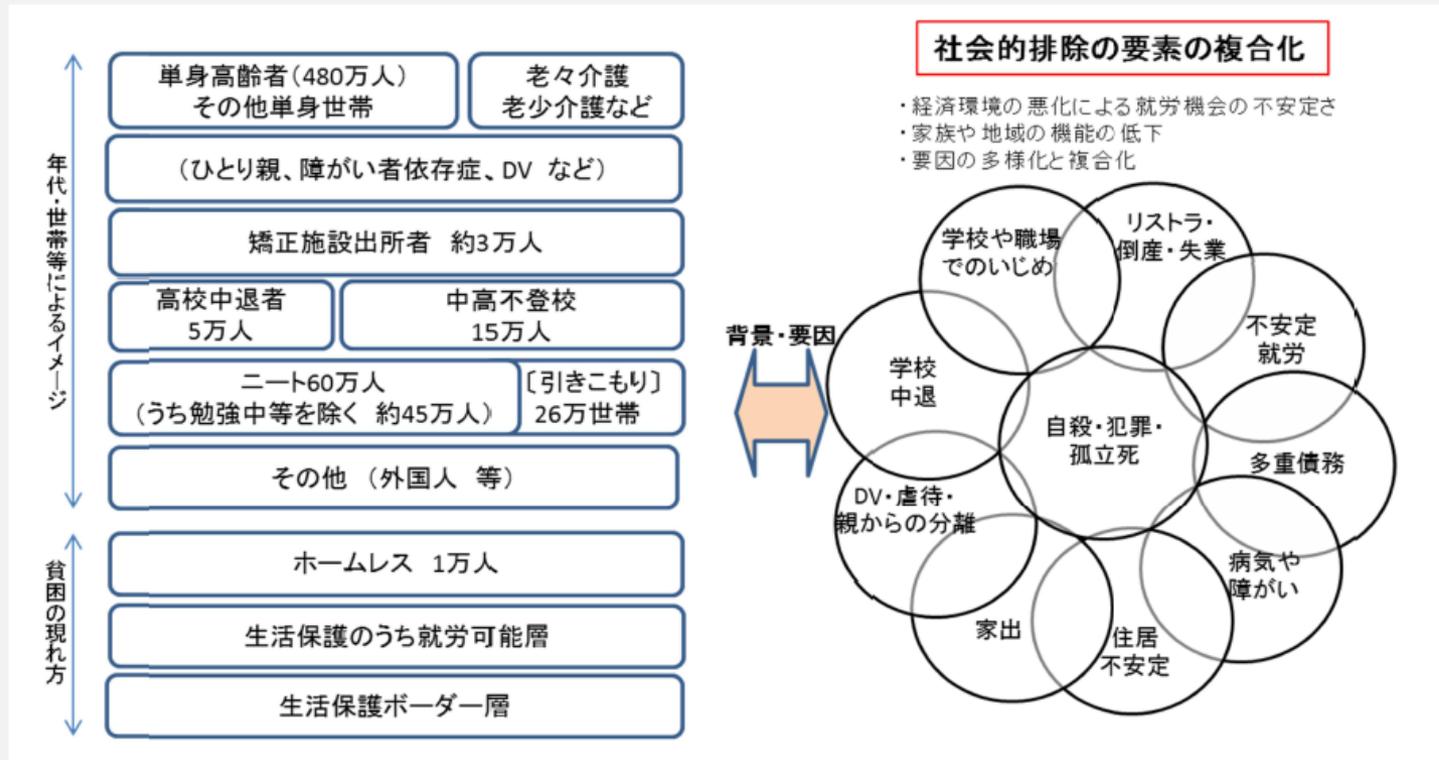


どのような支援体制を組むか？

次の事例から、自分が施策の立案者／行政の担当者の立場になったと仮定して、考えてみて下さい。

Aさんは50代の男性。県立の工業高校の定時制を卒業し、いくつかの仕事につくが派遣切りなどで失業。両親と3人で暮らしていたところに姉が離婚して子ども5人連れで帰ってきた。Aさんが稼ぎ手となり頑張るが、借金のため家は差し押さえ、リフォームローンが残る状況となり、両親も他界。姉と子どもは生活保護を受給し別に暮らすこととなる。Aさんは少しお金が入るとパチンコに使ったり詐欺にあったりして、住むところも失い、路上生活となり倒れているところを発見され、緊急入院した。

生活困窮の要因の複合化イメージ



資料：生活困窮者支援体系に資する調査・研究事業報告書（生活困窮自立促進（社会参加）プロセス構築モデル事業統括委員会（平成 25 年 3 月、事務局：HIT 一般社団法人北海道総合研究調査会））より一部改変

（引用資料：社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会「中間まとめ」参考資料、第 2 回総合相談・支援プロセス WT（平成 24 年 8 月 9 日、事務局：みずほ情報総研株式会社）岩田委員提出資料）

（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会『生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き』。<http://www.hit-north.or.jp/houkokusyo/2013seikatsushientebiki/00all.pdf>

生活保護を受けたら恥ずかしい(スティグマ)、世間に申し訳ない、白い目で見られる、この気持ちで状況がさらに悪化させる。



図表 I-13 分野別支援メニューの例

分野	関係機関等	具体的な支援メニュー（例）
福祉相談窓口	市町村本庁	各種支援制度の相談 年金、障害者手帳取得等の各種申請
	福祉事務所	生活保護受給申請
	社会福祉協議会	生活福祉資金貸付 日常生活自立支援事業 ボランティア活動、小地域福祉活動
仕事・就労	ハローワーク、地域若者サポートステーション、職業訓練機関、就労支援をしている各種の法人・団体（就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の実施主体を含む）	求人情報紹介・マッチング 求職者支援制度 就職相談、職業訓練、就労の場提供 等
家計	家計相談支援機関、法テラス・弁護士（会）、消費生活センター（多重債務相談窓口）	多重債務等の問題解決 家計からの生活再建支援
経済	商店街・商工会議所等経済団体、農業者・農業団体、一般企業 等	就労の場提供、職業体験、インターンシップ等

（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会『生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き』。 <http://www.hit-north.or.jp/houkokusyo/2013seikatsushientebiki/00all.pdf>

図表 I-13 分野別支援メニューの例（つづき）

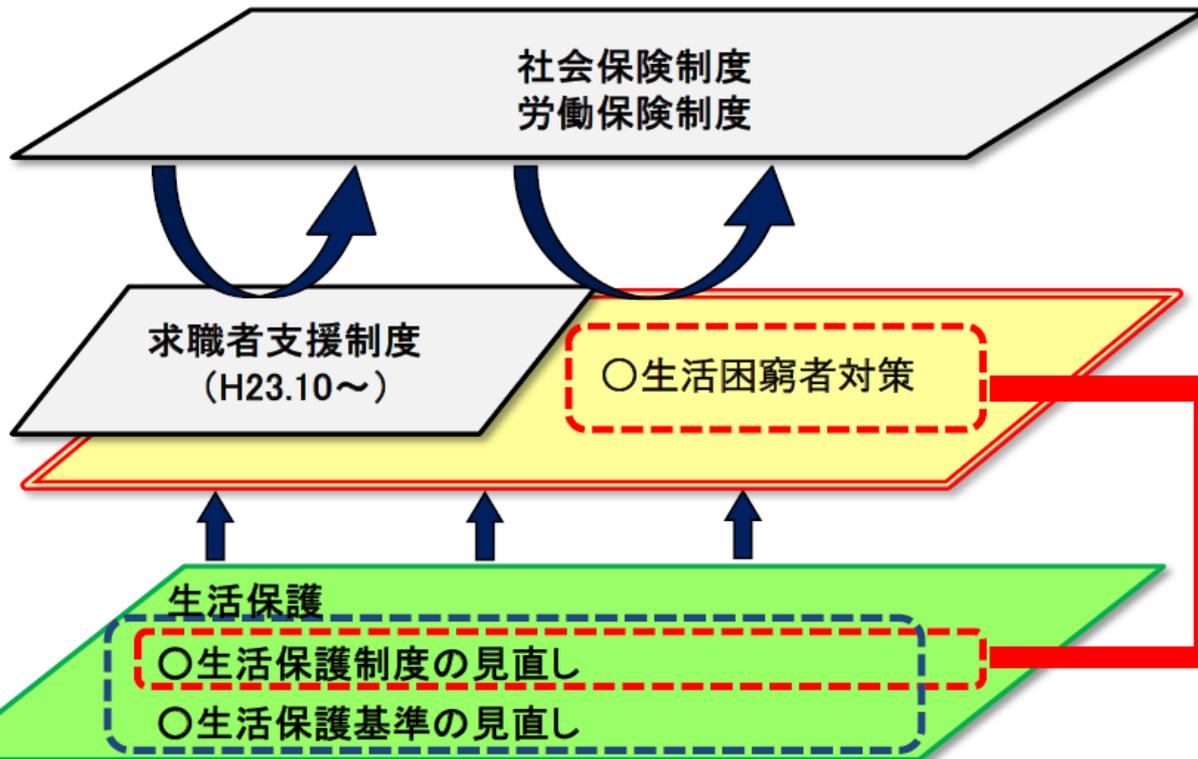
分野	関係機関等	具体的な支援メニュー（例）
医療・健康	保健所、保健センター、病院、診療所、無料低額診療事業を実施する医療機関	健康課題の把握・解決
高齢	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	高齢者の相談支援
障害	障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所	障害者の生活および就労等に関する相談支援 障害福祉サービスの提供支援
子育て・教育	家庭児童相談室（福祉事務所）・児童家庭支援センター、児童相談所、地域子育て支援センター・その他子育て支援機関、学校・教育機関、ひきこもり地域支援センター、フリースクール・学習支援機関 等	虐待・DV等の相談支援 子育て支援 ニート・ひきこもりの相談支援 学習支援 居場所 等
ホームレス	ホームレス支援機関	居住や健康などの生活全般および就労等の相談支援、居住確保
刑余者等	更生保護施設・自立支援ホーム、地域生活定着支援センター	刑余者や非行のある少年等に対する自立更生のための相談支援（生活基盤確保、社会復帰・自立支援） 等
地域の関係	民生委員・児童委員、地域住民、町内会・自治会、社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、警察、日常生活に関わる民間事業者（郵便・宅配事業者、新聞配達、コンビニエンスストア、電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者 等）	対象者の把握・アウトリーチ 見守り 社会参加支援 居場所の提供、ピアサポート 等
その他	補助人・保佐人・成年後見人	成年後見制度 等

（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会『生活困窮者自立相談支援機関の設置・運営の手引き』。<http://www.hit-north.or.jp/houkokusyo/2013seikatsushientebiki/00all.pdf>

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



生活保護制度の見直し
及び生活困窮者対策
に総合的に取り組む

【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

5

(資料出所)厚労省『生活困窮者自立支援制度について』2015年7月。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

(資料出所)厚労省『生活困窮者自立支援制度について』2015年7月。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援(貸付のあっせん等を含む)

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

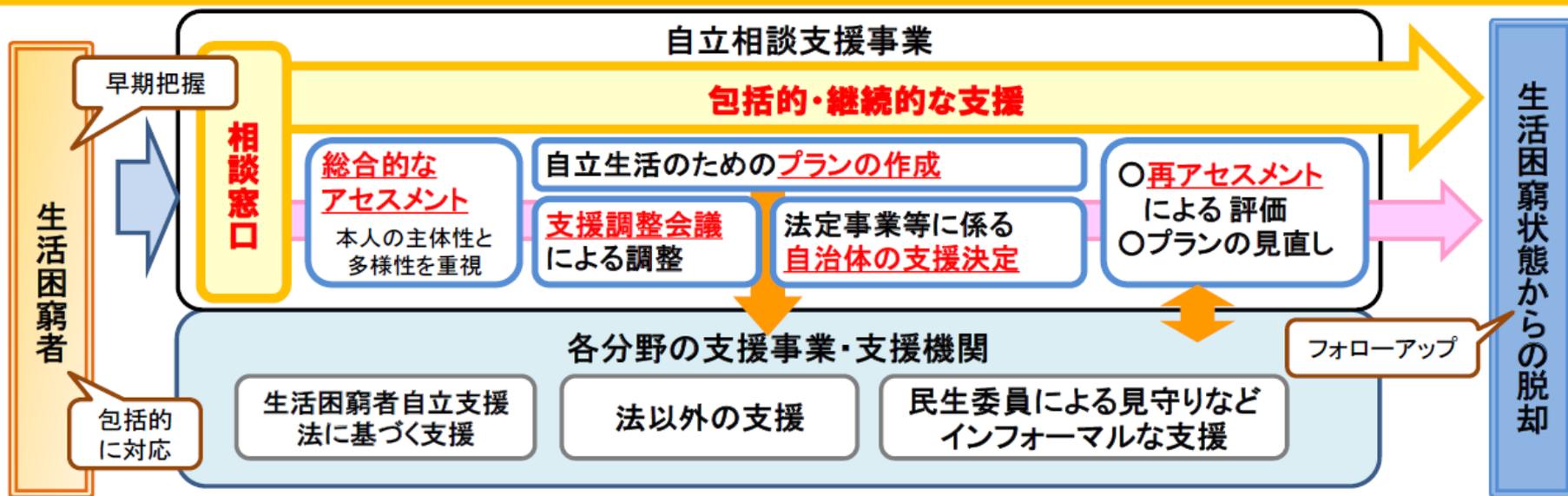
◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

(資料出所) 厚労省『生活困窮者自立支援制度について』2015年7月。